

井田病院・旧レストラン事業者に係る光熱水費未収金の収納が完了しました

井田病院・旧レストラン事業者（ACANext株式会社）の光熱水費につきましては一部未収となっておりますが、次のとおり、本市に対して未納額とそれに伴う遅延損害金併せて約92万円が納付されました。

これにより、訴訟を提起することなく、光熱水費未収金残額及び遅延損害金の全てについて収納が完了し、未納状態が解消したことを御報告いたします。

【未収金回収に係る主な経過】

（1）令和3年3月31日

本市が平成24年5月1日から平成30年3月31日までに発生した光熱水費の一部である未収金1,452,184円について、旧レストラン事業者に対し、納期限を令和3年4月30日とする納入通知書を送付したものの未納

（2）令和4年8月26日

未収金1,452,184円と、平成30年4月1日から令和2年10月31日までの期間について過納となっていた受領済みの水道料金返還分572,889円を相殺することを通知。併せて、残額879,295円について支払いを催告し、令和4年9月16日までに支払いがない場合、訴訟を提起することを通知

（3）令和4年10月4日

旧レストラン事業者が未収金残額879,295円を納付

（納期限に間に合わないことについて、旧レストラン事業者からの事前連絡があったため、訴訟提起に向けた手続を中断）

（4）令和4年10月20日

旧レストラン事業者が令和3年5月1日から令和4年10月4日までの遅延損害金37,700円を納付したため、収納が完了

（旧レストラン事業者からの事前連絡の際、未収金残額納付日までの遅延損害金を請求することを通知）

【参考資料】

- 1 令和4年8月30日 健康福祉委員会資料
- 2 令和3年3月29日 報道発表資料「川崎市立井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について」

問合せ先

川崎市立井田病院事務局庶務課 長澤

電話：044-766-2188（代表）

川崎市病院局総務部庶務課 高橋

電話：044-200-3834（直通）

令和 4 年 8 月 3 0 日
病 院 局

井田病院光熱水費未収金回収に向けた対応について

1 対応方針

エーシーエーネクスト
ACANext 株式会社が平成 2 4 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで、市立井田病院内施設の行政財産使用許可を受けて営業していたレストランにおいて、平成 2 4 年 5 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに発生した光熱水費の一部 1, 4 5 2, 1 8 4 円が未収となっている。

一方、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日までの間の受領済みである水道料金 5 7 2, 8 8 9 円が過納となっている。返還のために必要な手続は依頼しているが、手続が行われないため、未払となっている。

以上の理由から、本市は、令和 4 年 8 月 2 6 日、ACANext 株式会社にて、未収金と未払金を対当額で相殺することを通知し、残額 8 7 9, 2 9 5 円の支払について、納期限を同年 9 月 1 6 日と設定して、催告を行った。

納期限までに支払がない場合、ACANext 株式会社を被告として、未収金残額 8 7 9, 2 9 5 円及びこれに対する遅延損害金を請求する訴えを提起する。

2 主な経過

- 平成 2 4 年 5 月 1 日 日東レストラン・システム株式会社がレストラン営業開始
- 平成 2 7 年 7 月 1 日 ジャパンコントラクトフード株式会社が日東レストラン・システム株式会社を吸収合併（平成 2 8 年 1 1 月、ACANext 株式会社にて商号変更）
- 平成 2 9 年 1 0 月 2 8 日 売店事業者の入替えに伴う電力量計の確認を実施。新事業者からの指摘により調査した結果、売店のほか、これまでレストランの使用電力量を計測していた電力量計のほかにも電力量計が存在することが判明し、電気料金未請求分の存在を把握
- 平成 3 0 年 1 月 4 日 電気及び水道の使用状況調査の結果、これまでレストランの水道使用量を計測していたメーターのほかにも温水使用量を計測する給湯メーターが存在することが判明し、水道料金未請求分の存在を把握
- 1 1 月 2 9 日 電気料金及び水道料金未請求分を合計 1 1, 4 4 6, 5 6 2 円と算定して支払請求

- 令和 元年 6 月 3 日 1 1, 4 4 6, 5 6 2 円について、分割払開始（令和 3 年 3 月まで原則として月ごとに納入通知書を送付）
- 令和 2 年 1 2 月 8 日 給湯メーターは、使用量を正確に計測できないことが判明し、そのことを発表
- 令和 3 年 3 月 3 1 日 ACANext 株式会社によるレストラン使用許可期間満了
給湯メーターは温水使用量を正確に計測できないため、温水使用量について、推計値を用いて水道料金を算定し、1 1, 4 4 6, 5 6 2 円を 8, 9 4 4, 5 0 4 円に減額。その上で、ACANext 株式会社からの支払済額及び支払が見込める額の合計額である 7, 4 9 2, 3 2 0 円を差し引いた 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、納入通知書送付
また、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日までの間の水道料金 5 7 2, 8 8 9 円が過納となったため、説明文書を送付し、振込口座の指定を依頼（現在に至るまで指定なし。）
- 4 月 1 9 日 7, 4 9 2, 3 2 0 円について、令和 3 年 3 月までの分割払請求分の支払が完了し、未収金の残額が 1, 4 5 2, 1 8 4 円に確定
- 4 月 2 0 日 ACANext 株式会社を訪問し、1, 4 5 2, 1 8 4 円の支払いを請求するも、拒否
- 5 月 1 7 日 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、督促状送付（納期限令和 3 年 5 月 3 1 日）
- 6 月 1 6 日 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、催告書送付（以後、9 月 1 6 日、1 2 月 1 7 日、令和 4 年 3 月 1 6 日、同年 6 月 1 5 日にも送付）
- 令和 4 年 8 月 2 6 日 ACANext 株式会社にて未収金 1, 4 5 2, 1 8 4 円と未払金 5 7 2, 8 8 9 円を対当額で相殺することを通知し、残額 8 7 9, 2 9 5 円について、納付書を送付し、支払を催告
- 9 月 1 6 日 残額 8 7 9, 2 9 5 円の納期限



令和3年3月29日

報道発表資料

川崎市立井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

標記の件につきましては、令和2年12月17日から令和3年1月31日までの給湯使用水量の実測値等をもとに推計し、令和3年2月10日に公表したところですが、この度、別紙のとおり、推計の精度を高めるため追加調査を行い、推計値を見直しましたので、御報告いたします。

担当 川崎市病院局市立井田病院事務局庶務課 長澤
電話 044-766-2188 (代表)

井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

井田病院レストランに係る給湯分使用水量について、推計の精度を高めるため、次のとおり定量的な分析が可能な追加調査を行いましたので、その結果とともに、見直した推計値について報告いたします。

1 追加調査の概要

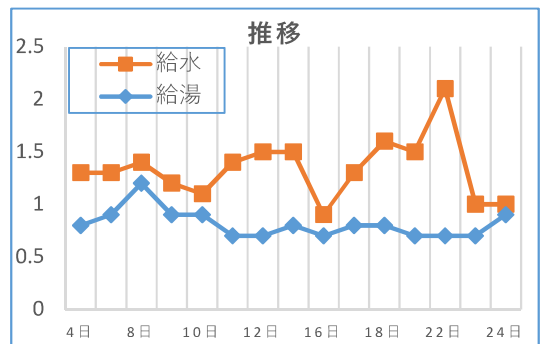
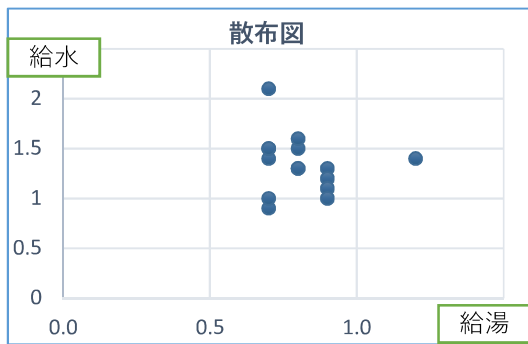
- (1) 調査項目 給水及び給湯分使用水量
- (2) 調査期間 令和3年3月4日～24日
- (3) 分析手法 給水及び給湯分使用水量に関する相関分析

2 調査結果

相関係数は、 -0.1560 となり、給水と給湯の使用水量には相関がありませんでした。

	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日	15日	16日	17日	18日	19日	22日	23日	24日
給湯	0.8	0.9	1.2	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9
給水	1.3	1.3	1.4	1.2	1.1	1.4	1.5	1.5	0.9	1.3	1.6	1.5	2.1	1.0	1.0

	中央値	最大値	最小値	範囲	最頻値	平均値	相関係数
給湯	0.8	1.2	0.7	0.5	0.7	0.81	
給水	1.3	2.1	0.9	1.2	1.3	1.34	



3 給湯分使用水量の推計値について

- (1) 平成24年5月～平成30年3月
過去分の給湯分使用水量の推計値は、給水の比率を用いずに推計することとしました。

ア 2月10日推計値 1,735.11 m³

$$\left(\begin{array}{cccc} \text{平日1日平均} & \text{営業日数} & \text{土日祝日1日平均} & \text{営業日数} \\ 1.02 \text{ m}^3 & \times 1,443 \text{ 日} & + 0.39 \text{ m}^3 & \times 675 \text{ 日} \end{array} \right)$$

イ 今回の推計値 1,990.92 m³

令和2年12月17日から令和3年3月24日まで給湯分使用水量を実測した結果、1日あたり使用水量は、平均0.94m³となったことから、推計値に反映しました。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 0.94 \text{ m}^3 & \times \quad 2,118 \text{ 日} \end{array} \right) \quad 255.81 \text{ m}^3 \text{増加しました。}$$

(2) 平成30年4月～令和2年10月

ア 2月10日推計値 640.56 m³

$$\left(\begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 1.02 \text{ m}^3 & \times \quad 628 \text{ 日} \end{array} \right)$$

イ 今回の推計値 590.32 m³

$$\left(\begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 0.94 \text{ m}^3 & \times \quad 628 \text{ 日} \end{array} \right) \quad 50.24 \text{ m}^3 \text{減少しました。}$$

4 給湯分上下水道料金の額

(1) 平成24年5月～平成30年3月

	当初算定額	推計値に基づく算定額	過大に算定した額
(2月10日推計値)	(4,181,361 円)	(1,463,573 円)	(2,717,788 円)
今回の推計値	4,181,361 円	1,679,303 円	2,502,058 円

215,730 円増加

(2) 平成30年4月～令和2年10月

	当初請求額	推計値に基づく請求額	返金額
(2月10日推計値)	(1,076,872 円)	(546,879 円)	(529,993 円)
今回の推計値	1,076,872 円	503,983 円	572,889 円

42,896 円減少

※ 平成24年5月から平成30年3月までの過去分の光熱水費について、令和3年3月分まで36か月分(7,492,320円)を支払った場合の残債額

推計値に基づく光熱水費算定額	支払済額(見込)	残債額
8,944,504 円	7,492,320 円	1,452,184 円

5 今後の対応について

事業者と協議を継続し、不足する過去分の請求及び返金の手続きを行ってまいります。